

告示

埼玉県病害虫防除所長告示第四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

登録番号	埼玉県第 六六一号	肥料の種類	副産植物質 肥料	肥料の名称	副産植物質 肥料9・5 号	保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 九・五	生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日アグリア株式会 社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地
登録番号	埼玉県第 六六二号	肥料の種類	副産植物質 肥料	肥料の名称	副産植物質 肥料10号	保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 十・〇	生産業者の氏名又は 名称及び住所	